

岩手県告示第628号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち商工労働観光部に係るもの（平成20年岩手県告示第258号）の一部を次のように改正する。

令和4年11月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
観光・プロモーション室	みちのくコンベンション等誘致促進事業費補助、外国人観光客受入促進環境整備事業費補助、旅館等耐震改修利子補給補助、三陸観光バス運行支援事業費補助、観光バス等旅行商品造成支援事業費補助及び貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金	観光・プロモーション室	みちのくコンベンション等誘致促進事業費補助、外国人観光客受入促進環境整備事業費補助、旅館等耐震改修利子補給補助、三陸観光バス運行支援事業費補助、観光バス等旅行商品造成支援事業費補助、 <u>貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金及び貸切バス・貸切タクシー利用促進事業費補助</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			